

○不動産取扱規程

昭和26年4月5日

達第142号

改正 昭和28年3月25日達第174号

不動産取扱規程

第1条 本会所有の不動産の取扱は本規程の定めるところによる。

第2条 不動産台帳にはその取得年月日、事由、所在、種別、構造、坪数、価格その他必要な事項を登録しなければならない。

第3条 不動産を取得した場合は直ちに登録しなければならない。

第4条 建物については適当な額の火災保険を付さなければならない。